

# 千葉県市町名町界変更実施基準

平成 27 年 4 月 1 日制定

この基準は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項に規定する町の区域及び名称の変更（住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 2 条第 1 号に規定する街区方式による住居表示の実施に伴い、新たに町の区域及び名称を定める場合を除く。以下「町名町界変更」という。）について必要な事項を定める。

## 1 対象地域

この基準に基づき町名町界変更を実施する対象地域（以下「対象地域」という。）は、次の各号のいずれかに該当する地域をいう。

- ① 土地区画整理事業若しくは土地改良事業又は民間による大規模開発等に伴い、当該地域に属する町又は周辺の町との町界が不合理になると認められる地域
- ② 河川改修、都市計画道路の開通等に伴い、町が分断したため町界が不合理になると認められる地域
- ③ 現に町界が複雑に入り組み市民生活に支障を来している場合で、当該地域に居住する住民又は土地所有者から強い要望があり、その解消のためには、町名町界変更以外に手段がないと認められる地域
- ④ 宅地開発等によって、町界が宅地内の敷地を通る等不合理になることで市民生活に支障が生じる可能性が高く、その解消のためには、町名町界変更以外に手段がないと認められる地域
- ⑤ その他、特に市長が必要と認めた地域

## 2 実施の要件等

以下に掲げる要件の全てに該当する場合は、関係行政機関と協議して、対象地域に係る町名町界変更を実施することができる。

- ① 関係する町内自治会の承諾が得られること。
- ② 関係する居住者等の承諾が得られること。
- ③ 対象地域の道路・区画等が形成され変更される恐れがない状態であること。
- ④ この基準に規定する町の境界、形状及び規模により、町名町界変更を実施することができること。

⑤ その他、町名町界変更を実施するうえで、特段の支障がないこと。

### 3 町の境界

(1) 町の境界は、道路、鉄道等の恒久的な施設又は河川、水路等（以下、「道路等」という。）によって定める。

この場合、道路をもって町の境界とする場合は、南北に通じる道路にあっては東側を、東西に通じる道路にあっては北側をそれぞれ町の境界とすることを原則とする。

(2) 前項の規定にかかわらず、以下に掲げる場合のいずれかに該当するときは、宅地造成地の末端や筆界で町の境界を定めることができる。

① 町名町界変更を必要とする地域の周辺が、開発が困難な地形である、又は開発行為が認められた地域外であるなど今後開発される見込みがない場合

② 町の境界を跨ぐ開発により、一団の住宅地が形成されると認められる場合において、開発区域周辺の道路等で町界を定めることにより、従前からの住宅地の生活圏（学区やごみステーションのエリア等）を分断することとなる場合

### 4 町の形状及び規模

(1) 町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり飛地が生じたりすることなく、住民の生活圏や市街地の連たん状況に適合した合理的な町の境界を定めること。

(2) 町の規模は、市街地の用途・人口・家屋の密度・地形等を考慮して、おおむね 66,000 m<sup>2</sup>～200,000 m<sup>2</sup>の大きさで定める。ただし、区域内に学校・公園・工場等がある場合は、この限りではない。

### 5 丁目の起点及び配列

J R 千葉駅に最も近い点を起点とし、放射状式により配列する。ただし、地形・交通等の関係からやむを得ない場合は、環状式により配列する。

### 6 町の名称の定め方

(1) 町の名称を定める場合には、従来からある名称や歴史的に由緒ある名称等を考慮して定める。

(2) 市の区域を通じ同一の名称又は類似の名称が生じないようにする。

## 7 住居表示実施区域内における町名町界変更

対象地域が住居表示実施区域内である場合は、街区割、街区符号のつけ方、住居番号のつけ方及び住居表示のしかたは、千葉市住居表示整備実施基準(平成27年4月1日改正)によるものとする

## 8 その他

この基準に定めるもののほか、町名町界変更に関し必要な事項は、市民局長が定める。